

Disney store Gift Card 利用約款

本約款は、株式会社ジェーシービー（以下、「当社」といいます。）が発行する Disney store Gift Card および Disney store プリペイドサービスについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）が Disney store Gift Card を使用する場合には、本約款が適用されます。

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. Disney store プリペイドサービス

利用者がウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社(以下、「ディズニー社」といいます。)の運営する日本国内の「Disney store Gift Card」の掲示がある店舗、または「ディズニーストア.jp」から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、あらかじめチャージしたバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。（以下、「本サービス」といいます。）

2. バリュー

本約款に基づき当社が発行し、当社が管理する運用サーバ（以下、「運用サーバ」といいます。）内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が Disney store Gift Card 取扱店から商品購入等を行なった場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。

3. Disney store Gift Card

利用者が本サービスを利用するために必要となる当社発行のカードをいいます。

4. 利用者

Disney store Gift Card を正当に入手し、これを本約款に従い保有する者をいいます。

5. Disney store Gift Card 取扱店

利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、「Disney store Gift Card」の掲示がある店舗、またはディズニーストア.jp をいいます。

6. 商品購入等

利用者が Disney store Gift Card 取扱店から商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。

7. バリューの使用

利用者が Disney store Gift Card 取扱店より商品購入等を行った場合に、その代金相当額につき、金銭による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを用いて弁済することをいいます。

8. バリュー減算

運用サーバ内の利用者が保有するバリュー残高から、使用したバリューと同額のバリューを引き去ることをいいます。

9. バリュー残高

利用者が Disney store Gift Card 取扱店での代金の支払い等に使用することができるバリューの残高をい

います。

10. Disney store Gift Card 取扱店端末

利用者が Disney store Gift Card 取扱店においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、Disney store Gift Card 取扱店に設置される機器をいいます。

11. 残高照会サイト

利用者が本約款に基づき、バリュー残高、バリュー残高の有効期限、および利用履歴を確認できる当社所定のウェブサイトを行います。

12. カード番号

バリュー残高を紐付けて管理するために付与される 16 桁の ID 番号であって、利用者が残高照会サイトにログインする場合、およびディズニーストア.jp で決済する場合に必要なものをいいます。

13. PIN 番号

利用者が残高照会サイトにログインする場合、およびディズニーストア.jp で決済する場合に必要な 6 桁の識別番号をいいます。

14. カード番号等

カード番号および PIN 番号を総称したものをいいます。

15. 販売店

当社との契約に基づき、利用者に Disney store Gift Card を販売する事業者をいいます。

第 2 条 (Disney store Gift Card の発行)

1. Disney store Gift Card の購入を希望される方は、当社所定の方法により Disney store Gift Card の発行を受けることができます。

2. 利用者は、初めて残高照会サイトにログインするまで、もしくはディズニーストア.jp にて商品を購入するまで、裏面の PIN 番号記載部分のスクラッチ印刷を削らないものとします。

第 3 条 (Disney store Gift Card の贈与等)

1. 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、Disney store Gift Card を第三者に贈与することができます。但し、Disney store Gift Card の PIN 番号記載部分のスクラッチ印刷を削るなどし、PIN 番号を視認可能な状態にした場合、利用者は、第三者に贈与することができません。

2. 前項但し書きの行為が行われた Disney store Gift Card およびカード番号等は、利用者本人に限り使用することができるものとします。

3. 利用者は、本条第 1 項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、Disney store Gift Card、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡（交換・転売を含む。）、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供すること（以下、総称して「譲渡等」といいます。）はできません。なお、利用者が Disney store Gift Card 取扱店においてバリューを使用した場合も同様に譲渡等できません。

4. 利用者は、本条第 1 項に基づき Disney store Gift Card を第三者に贈与する場合、第 8 条に定め

るバリュー残高の有効期限を適切に告知するものとします。

第4条（カードおよびカード番号等の管理等）

1. 利用者は、Disney store Gift Card、カード番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づき Disney store Gift Card を贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等を開示してはなりません。
2. 本サービスは、Disney store Gift Card を所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者に Disney store Gift Card を贈与し、または Disney store Gift Card を紛失し、もしくは盗難されるなどして、Disney store Gift Card を失った場合には、以後、バリューの使用またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。
3. 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用された場合、またはバリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
 - （1）Disney store Gift Card を紛失、盗難もしくは、カード番号等の漏洩が発生した場合
 - （2）第3条第1項但し書きに違反して Disney store Gift Card を第三者に贈与した場合
 - （3）本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合
 - （4）当社またはディズニー社に責があると認められない場合
4. カード番号等が残高照会サイトまたはディズニーストア.jp において用いられたことにより、バリューの使用、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。
5. 利用者は、ディズニーストア.jp でのバリューの使用または残高照会サイトにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超過して誤った P I N 番号を入力した場合、以後ディズニーストア.jp でのバリューの使用および残高照会サイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、ディズニーストア.jp でのバリューの使用または残高照会サイトの利用を再開することができます。
6. 利用者が Disney store Gift Card を2枚以上保有している場合、各 Disney store Gift Card のご利用可能残高を1枚の Disney store Gift Card に統合することはできません。

第5条（Disney store Gift Card 利用可能店舗）

1. 利用者は、Disney store Gift Card 取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行うことができます。
2. Disney store Gift Card 取扱店においてバリューで代金を支払うことができる権利、商品および役務は、金券を除く全商品が対象（以下、「対象商品」といいます。）です。ただし、以下の各号に定める商品または役務は、対象商品に含まれないことがあります。
 - ①会費
 - ②修理費
 - ③予約商品または受注商品の一部
 - ④公式ライセンス企業直送品

第6条（バリューの使用）

1. 利用者は、Disney store Gift Card 取扱店に Disney store Gift Card を呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。
2. 利用者はディズニーストア.jp において、カード番号等を入力する方法により、商品購入等を行うことができます。
3. 前項により利用者がバリューを使用した場合、カード番号等および使用するバリューの金額の情報が Disney store Gift Card 取扱店から当社に到達し、当社所定の方法によりバリュー減算がなされた時点で、利用者は使用したバリューの金額に相当する代金を Disney store Gift Card 取扱店に支払ったものとします。
4. 利用者は、Disney store Gift Card 取扱店で、1 枚の Disney store Gift Card のバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金または Disney store Gift Card 取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行うことができます。ただし一回のお支払いで Disney store Gift Card を同時に使用できる枚数には別途定める制限があります。

第 7 条（Disney store Gift Card 取扱店との紛争等・バリューの使用取消し）

1. 利用者がバリューの使用により Disney store Gift Card 取扱店から購入した商品もしくは権利、または Disney store Gift Card 取扱店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と Disney store Gift Card 取扱店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は当該 Disney store Gift Card 取扱店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。
2. 利用者がバリューの使用により代金を支払った後に、利用者と Disney store Gift Card 取扱店との間での取引に合意解約、代金額の訂正等の事由が生じた際、当社は、Disney store Gift Card 取扱店からの所定の手続きによる申請があった場合には、バリューの使用を取り消すこと（バリュー残高をバリューの使用前の金額に戻すこと）、または訂正を行うことがあります。この場合、当社から利用者に対して、取消し・訂正等にかかる連絡は行いません。
3. 利用者は Disney store Gift Card を破棄または破損した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。

第 8 条（バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間）

1. バリュー残高の有効期限は、Disney store Gift Card の発行日（当日を含む）から起算して 3 年間（1 年 3 6 5 日）です。なお、当該有効期限は、利用者が第 3 条第 1 項に基づき、Disney store Gift Card を第三者に贈与した場合も同様です。
2. 前項に定める Disney store Gift Card の発行日とは、当社、Disney store Gift Card 取扱店、または販売店が Disney store Gift Card を利用可能にするための所定の操作を行った日をいいます。
3. 利用者のバリュー残高の有効期限は、残高照会サイトおよびその他別途当社が定める所定の方法で確認することができます。
4. バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること

(第18条第4項のバリュー残高の払戻しを含む。)が一切できなくなります。

第9条 (バリュー残高等の確認)

1. バリュー残高は、残高照会サイト、Disney store Gift Card 取扱店またはディズニーストア.jpでの使用時に交付される売上票もしくはDisney store Gift Card 取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のDisney store Gift Card 取扱店では、売上票やDisney store Gift Card 端末の表示による確認ができないことがあります。

2. バリューの利用履歴は、残高照会サイトおよびその他別途当社が定める所定の方法で確認することができます。ただし、表示される利用履歴の範囲は、当社が別途定めるところによります。

第10条 (利用者の遵守事項)

1. 利用者は、Disney store Gift Card を破損しないように、また、バーコードを汚損したり判読不能にしないように注意するものとします。

2. 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。

(1) 違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。

(2) バリューにかかるソフトウェア等のシステム、Disney store Gift Card、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。

第11条 (払い戻しおよび換金の禁止)

利用者は、本規約に定めがある場合を除き、Disney store Gift Card の返品その他の方法でバリューの払い戻しを受けることはできません。また、利用者は転売、質権の設定、その他の方法で換金をすることはできません。ただし、第18条第1項に基づき、当社、ディズニー社またはDisney store Gift Card 取扱店が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。

第12条 (Disney store Gift Card の再発行)

1. Disney store Gift Card が破損、もしくは当社が特に再発行を認めたときであって(これらのカードを「破損カード等」といいます。)、破損カード等のカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の方法により、Disney store Gift Card を再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で所定の方法により当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料(以下、「再発行手数料」といいます。)を支払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。

2. 前項に基づきDisney store Gift Card を再発行した場合、再発行したDisney store Gift Card のデザイン等は、破損カード等と異なる場合があります。

3. 利用者は、再発行を受けたカードにより、再発行前の破損カード等の利用履歴を確認することはできません。

第13条（個人情報等の収集および利用）

1. 当社は、本約款に基づく取引において、原則として利用者の個人情報の収集を行いません。
2. 利用者がディズニー社に対し個人情報またはカード番号等のカードに関連する情報を提供する場合、利用者がディズニー社との取り決めにおいて行うものとします。なお、利用者は、当社およびディズニー社が、当該情報の全部または一部を本サービスの提供のために共同して利用する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第14条（業務委託）

当社は、本約款に基づく本サービスの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第15条（利用停止または中止）

1. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。
 - （1）Disney store Gift Card、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。
 - （2）天災地変、停電、システム障害、通信の障害、Disney store Gift Card 取扱店端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
 - （3）システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
 - （4）本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
 - （5）その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 前項に基づき本サービスの全部または一部が停止または中止されたことにより、本サービスが利用できないことから生じた利用者の損害等について、当社は一切の責任を負いません。
3. 利用者は、Disney store Gift Card が偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者は当社および Disney store Gift Card 取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。
4. Disney store Gift Card の購入は、Disney store Gift Card 取扱店または Disney store Gift Card 販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Disney store Gift Card が購入できないことがあります。

第16条（利用資格の一時停止および取消し）

1. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取消しを行うことがあります。
 - （1）本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。

(2) Disney store Gift Card、カード番号等、バリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。

(3) Disney store Gift Card を故意に破損させた場合。

(4) 本サービスの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。

2. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止することがあります。

(1) 当該利用者の保有するバリューが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。

(2) 当該利用者の保有する Disney store Gift Card、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。

3. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、利用者が本条第 1 項および第 2 項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有する Disney store Gift Card を一時的にお預かりすることがあります。

4. 本条第 1 項に基づき、利用資格を取り消された場合、利用者は、本サービスを利用することはできません。当該利用者が保有するバリューは失効し、払戻しはいたしません。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自らが暴力団、暴力団員および現在暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図ること。

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有するバリューについて、本サービスの利用資格を取り消すことができます。なお、当社は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4. 前項の場合、当該利用者の保有するバリューは失効するものとし、払戻しはいたしません。

第18条（本サービスの終了）

1. 当社、ディズニー社、Disney store Gift Card 取扱店または Disney store Gift Card 販売店は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、本サービスを全面的に終了することがあります。この場合、所定の方法により利用者に周知する措置を講じます。

2. 前項の場合、利用者（なお、Disney store Gift Card を現に保有する者に限ります。）は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有する Disney store Gift Card の引渡しを受けることまたは Disney store Gift Card の利用を停止することを条件として、払戻しいたします。

3. 前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとし、また、前々項のサービス終了日から5年経過しても利用者から払戻しの申し出のない場合には、当該利用者は、払戻しを受ける権利を放棄したものとみなします。

4. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店が本条に基づいて本サービスの終了をした場合、当社は本条に基づき利用者に対して払戻しの義務を負うほかは、一切の責任を負いません。

第19条（免責）

1. 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、当社の責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き（なお、第15条に基づき本サービスを利用できない場合は、当社の責めに帰すべき場合に当たりません。）、当社はその損害に対する賠償の責任を負いません。

2. 前項にかかわらず、当社は利用者が生じた逸失利益については賠償いたしません。但し、当社に故意または重過失がある場合を除きます。

第20条（約款の変更）

本約款を変更する場合、当社またはディズニー社は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。本約款の最新の内容については、JCB のホームページ内のプリペイドカード「Disney store Gift Card」のご案内にて確認できます。

第21条（合意管轄裁判所）

利用者は、本サービスに関して当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第22条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第23条（発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口）

（前払式支払手段の発行者）

株式会社ジェーシービー

（Disney store Gift Card 取扱店）

日本国内の「Disney store Gift Card」の掲示がある店舗

本サービスに関するご相談は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社

ディズニースタアゲストご相談室

0570-01-3932（9：00－17：00）

土・日・祝・年末年始を除く

本約款は、2023年11月17日から適用します。